建物解体時等における

「浄化槽」の取扱いについて

浄化槽法

浄化槽の使用を廃止したときは、

「浄化槽使用廃止届」の提出が必要です！

このとき、「清掃報告書の写し」も必要です！

- 浄化槽内の汚泥のくみ取り後に、「清掃報告書」が発行されます
- 浄化槽の使用を廃止してから30日以内に「浄化槽使用廃止届」を浄化槽設置場所に応じて佐賀市又は保健福祉事務所の担当部署に提出してください

廃棄物処理法

不適切な処分をした場合は、「罰則」あり！

浄化槽内に残存する汚泥は一般廃棄物に該当し、その汚泥をそのまま地下浸透させる行為は、廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条（不法投棄）の規定により禁止

▼

罰則

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金
法人の場合は3億円以下の罰金

- 廃止した浄化槽は、廃棄物になるため、原則として撤去が必要です
- 浄化槽内の汚泥のくみ取りは、許可業者に委託して処理が必要です

SAGA PREF. 佐賀県県土整備部下水道課 ・ 県民環境部循環型社会推進課

問合せ先 ・ 提出先

浄化槽廃止届に関して

浄化槽の設置場所	問合せ先 ・ 提出先	TEL
佐賀市	佐賀市　給排水設備課	0952-34-5047
多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所　環境保全課	0952-30-1907
鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町	鳥栖保健福祉事務所　環境保全課	0942-83-6820
唐津市・玄海町	唐津保健福祉事務所　環境保全課	0955-73-1179
伊万里市・有田町	伊万里保健福祉事務所　環境保全課	0955-23-5188
武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町 江北町・白石町・太良町	杵藤保健福祉事務所　環境保全課	0954-23-3506

浄化槽内の汚泥の適正処理に関して

浄化槽の設置場所	問合せ先		TEL
佐賀市	佐賀市	衛生センター	0952-26-7302
唐津市	唐津市	環境課　施設係	0955-72-9124
鳥栖市	鳥栖市	環境課　環境推進係	0942-85-3561
多久市	多久市	環境課　生活環境係	0952-75-6177
伊万里市	伊万里市	環境政策課　リサイクル推進係	0955-23-2145
武雄市	武雄市	生活環境課　廃棄物係	0954-27-7163
鹿島市	鹿島市	下水道課　管理係	0954-63-2134
小城市	小城市	環境課　廃棄物対策係	0952-37-6102
嬉野市	嬉野市	環境下水道課　環境・廃棄物G	0954-42-3317
神埼市	神埼市	ゼロカーボンシティ推進課　生活環境係	0952-37-0112
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町	住民課　環境係	0952-37-0335
基山町	基山町	まちづくり課　環境対策室	0942-92-7941
上峰町	上峰町	住民課　環境係	0952-52-7412
みやき町	みやき町	住民環境課　環境衛生担当	0942-94-5723
玄海町	玄海町	生活環境課　環境係	0955-52-2189
有田町	有田町	住民環境課	0955-46-2734
大町町	大町町	町民課　町民係	0952-82-3113
江北町	江北町	町民生活課　環境係	0952-86-5617
白石町	白石町	生活環境課　環境係	0952-84-7118
太良町	太良町	環境水道課　環境係	0954-67-0792